

議案第 8 号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
[略]		[略]	
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	[略]	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	[略]
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項若しくは同令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カード返納後の再交付。ただし、次に掲げ	1 件 8 0 0 円		

<p>る場合を除く。</p> <p>(1) <u>個人番号カードの追記欄の余白がなくなつた場合</u></p> <p>(2) <u>市又は地方公共団体情報システム機構の過失による個人番号カードの紛失等に係る再交付の場合</u></p> <p>(3) <u>個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合</u></p> <p>(4) <u>市又は地方公共団体情報システム機構の過失による個人番号カードの誤交付後の再交付の場合</u></p> <p>(5) <u>国外転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合</u></p> <p>(6) <u>記載事項（特別養子縁組による「氏名」及び性別変更による「性別」に限る。）を変更するための個人番号カードの返納後の再交付の場合</u></p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>身分に関する証明</p>	<p>[略]</p>	<p>身分に関する証明</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>		
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年6月10日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするものである。